（施設等利用給付認定の取消しを行う場合の手続）

第二十八条の十一　市町村は、法第三十条の九第一項の規定により施設等利用給付認定の取消しを行ったときは、理由を付して、その旨を書面により当該取消しに係る施設等利用給付認定保護者に通知するものとする。

［条を加える。］

（申請内容の変更の届出）

第二十八条の十二　施設等利用給付認定保護者は、施設等利用給付認定の有効期間内において、第二十八条の三第一項第一号及び第二号に掲げる事項（第三号において「届出事項」という。）を変更する必要が生じたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を、市町村に提出しなければならない。

一　当該届出を行う施設等利用給付認定保護者の氏名、居住地、生年月日、個人番号及び連絡先（保護者が法人であるときは、法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに当該届出に係る小学校就学前子どもの居住地）

二　当該届出に係る小学校就学前子どもの氏名、生年月日、個人番号及び施設等利用給付認定保護者との続柄

三　届出事項のうち変更が生じた事項とその変更内容

四　その他必要な事項

2　前項の届書には、同項第三号の事項を証する書類を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

［条を加える。］

（施設等利用給付認定の申請を行うことができない小学校就学前子どもの保護者）

第二十八条の十三　次の各号のいずれかに該当する小学校就学前子どもの保護者は、当該各号に定める小学校就学前子どもについて、法第三十条の五第一項の規定による申請を行うことができない。

一　その保育認定子どもについて現に施設型給付費、特例施設型給付費（法第二十八条第一項第三号に係るものを除く。）、地域型保育給付費若しくは特例地域型保育給付費の支給を受けている場合　当該保育認定子ども

二　その小学校就学前子どもが令第一条に規定する施設を現に利用している場合　当該小学校就学前子ども

（法第七条第十項第四号ハの政令で定める施設の利用状況の報告）

［条を加える。］

第二十八条の十四　前条第二号に該当する小学校就学前子どもの保護者は、当該小学校就学前子どもが令第一条に規定する施設を利用するに至ったときは、次に掲げる事項を記載した書類を当該小学校就学前子どもの保護者の居住地の市町村（次項において単に「市町村」という。）に提出しなければならない。

一　当該小学校就学前子どもの保護者の氏名、居住地、生年月日及び連絡先

二　当該小学校就学前子どもの氏名、生年月日及び当該保護者との続柄

三　当該令第一条に規定する施設の名称及び所在地

2　前条第二号に該当する小学校就学前子どもの保護者は、当該小学校就学前子どもが法令第一条に規定する施設の利用をやめようとするときは、その旨及び前項に掲げる事項を記載した書類を市町村に提出しなければならない。ただし、当該小学校就学前子どもが小学校就学の始期に達する場合は、この限りでない。

3　前二項の書類は、当該小学校就学前子どもが現に利用している令第一条に規定する施設を経由して提出することができる。